預 金 事 業

お預けいただく前に

■現職会員期間中のみ新規預入れが可能です。（再任用退職会員向け定期預金を除く）
■預入限度額は３，０００万円です。（全預金の合計）
■初めて預金される場合、「印鑑登録カード（様式第１号）」を提出してください。
※預金の払戻しや満期・中途解約等の手続きを取られる際、印影の照合で本人確認をします。

印鑑登録カード（様式第１号）

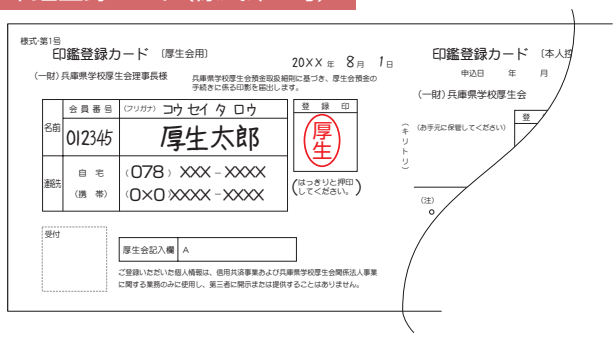
様式第1号
印鑑登録カード （厚生会用）
20XX 年 8 月 1 日
（一財）兵庫県学校厚生会理事長様
兵庫県学校厚生会預金取扱細則に基づき、厚生会預金の手続きに係る印影を届出します。
会員番号 （フリガナ）コウ セイ タ ロウ
名前 012345 厚生太郎
登録印 厚生
（はっきりと押印してください。）
連絡先 自宅 （078）XXX－XXXX
（携帯） （0X0）XXXX－XXXX
受付
厚生会記入欄 A
ご登録いただいた個人情報は、信用共済事業および兵庫県学校厚生会関係法人事業に関する業務のみに使用し、第三者に開示または提供することはありません。
印鑑登録カード （本人控）
申込日 年 月
（一財）兵庫県学校厚生会
（お手元に保管してください）
登
（キリトリ）
（注）

登録印は次の手続きなどに使用します
■積立預金一部払戻し・解約
■すまいる積立預金満期解約・中途解約
■定期預金満期解約・中途解約
■登録印の変更
■残高証明書発行
■信用ネットサービス利用登録・変更
■預金履歴調査依頼（要：手数料）

●登録印を変更するには‥〔登録印変更手続方法〕

印鑑登録カード（様式第１号）＋登録印変更届（様式第８号）を提出ください。

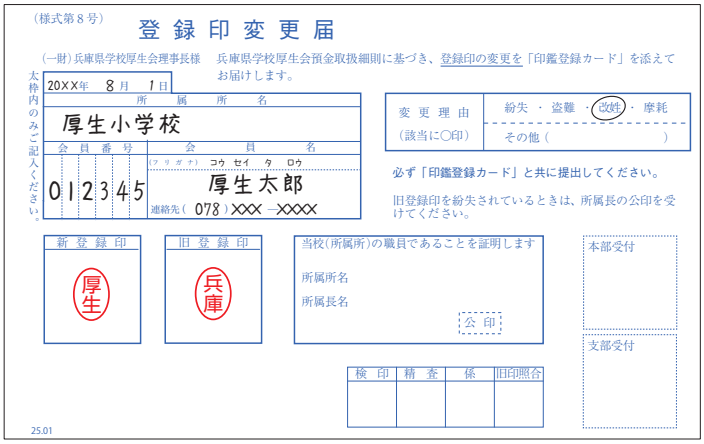
（様式第８号）
登録印変更届
（一財）兵庫県学校厚生会理事長様
兵庫県学校厚生会預金取扱細則に基づき、登録印の変更を「印鑑登録カード」を添えてお届けします。
太枠内のみご記入ください。
20XX年 8 月 1 日
所属所名 厚生小学校
会員番号 012345
会員名 （フリガナ）コウ セイ タ ロウ 厚生太郎
連絡先（078）XXX－XXXX
変更理由（該当に○印） 紛失・盗難・改姓・摩耗 その他（ ）
必ず「印鑑登録カード」と共に提出してください。
旧登録印を紛失されているときは、所属長の公印を受けてください。
新登録印 厚生
旧登録印 兵庫
当校（所属所）の職員であることを証明します
所属所名
所属長名
公印
本部受付
支部受付
検印 精査 係 旧印照合
25.01

〔留意事項〕
1.スタンプ印は登録できません。
2.名前の変更等により登録印を変更される場合、変更手続きをお取りください。また、別途「会員異動等報告書（様式第４号の６）」を提出してください。
3.印鑑の欠けたもの等は、変更手続きをお取りください。
4.旧登録印を紛失された場合、登録印変更届に必ず公印を押印のうえ提出してください。

■預金の払戻し等の手続きをされた場合、厚生会登録口座に送金となります。

※登録口座への送金手数料は不要
※送金先として登録口座以外を希望する場合
・書面様式のみの手続きとなり、送金事務手数料として送金額から５００円（手続書類１件につき）を差し引いて送金します。（手続用紙に銀行、支店名（支店コード）、口座番号をご記入ください。）
・普通口座で名義が会員本人の場合に限ります。
・「信用ネットサービス」を利用された場合は、登録口座のみへの送金となります。

■残高のお知らせについて

年２回（８月と２月）、半年間の入出金等の状況を「厚生会預金残高のお知らせ」として、所属所の個人宛に送付します。

■預金利率等について

所属所回覧の「今月のお知らせ（通知）」または、兵庫県学校厚生会・関係法人公式サイト「スマイルポート」などをご覧ください。

預金全般については、兵庫県学校厚生会・関係法人公式サイト「スマイルポート」でも案内しています。

スマイルポート　預金利率

厚生会の預金事業一覧

■ 用途に応じた使い分けをおすすめします。

	積立預金 （1人1契約）		すまいる積立預金 （複数契約可能）		定期預金 （複数契約可能）	再任用退職会員向け 定期預金
預金名	いつでも払戻し可能。 臨時入金もできる便利な積立預金です。		目的に応じて複数申込み可能。 毎月の給与のみではなく、希望によりボーナスからの引去りも併用して積立てできます。		まとまった資金を計画的に預金できます。	まとまった資金を計画的に預金できます。
預入方法	定時積立	臨時積立	定時積立	ボーナス	①厚生会指定口座へ振込み ②ボーナス（夏・冬）の予約申込み （ボーナスから引去り） 受付期間は限定されておりますので、期間内に申込みください。	厚生会指定口座へ振込み
	毎月の給与から自由に設定した一定の金額を引去りし積立てます。	・厚生会指定口座へ振込み ・ボーナス(夏・冬)の予約申込み（ボーナスから引去り） 受付期間は限定されておりますので、期間内に申込みください。	毎月の給与から自由に設定した一定の金額を引去りし積立てます。	積立期間中のボーナス（夏・冬）から引去りし積立てます。		
	インターネットバンキングやATMでの振込む際の手数料は振込人負担となります。 また、厚生会の銀行口座は24時間即時入金には対応していませんので振込日にご注意ください。					
預入額 単位	1,000円以上 1,000円単位	ボーナスからは 1,000円以上 1,000円単位 振込み等は1円以上	5,000円以上 1,000円単位	10,000円以上 10,000円単位	10,000円以上 1円単位 （ボーナスからは 10,000円単位）	10,000円以上 1円単位
期間	現職会員または現職準会員の資格を喪失する日まで		3年・4年・5年 5年（貯蓄年金型）＊中途での期間変更不可		1年・2年	1年・2年
利率	半年複利 変動金利		半年複利 変動金利		単利 固定金利	単利 固定金利
	＊預金利率は、金融情勢等の変動により変更することがあります。					
利息	7月末と1月末に付与		7月末と1月末に付与		満期時に付与	満期時に付与
積立額の変更	○		○		—	—
一部払戻し	○		×		×	×
中途解約	毎月末のみ／手数料不要		毎月末のみ ＊初回入金から6カ月未満は解約不可		随時／手数料不要 中途解約利率を適用	随時／手数料不要 中途解約利率を適用
満期日	退職・退会日		最終積立月の2カ月（据置期間）後の月末営業日		期間終了日	期間終了日
対象	現職会員・現職準会員		現職会員		現職会員・現職準会員	ア）「県内の公立学校」に「県費負担で再任用」として勤務する「退職会員」 イ）「神戸市内の公立学校」に「神戸市費負担で再任用」として勤務する「退職会員」
退会(転出)時の扱い	教育委員会等、県や市町への転出者は退会扱い（要解約手続き） （事業継続会員加入者についても継続不可） 年度末退会予定者には、解約手続きについて通知します。				退職・退会後も満期日までは継続可能 （満期後は継続不可）	再任用期間終了後も満期日までは継続可能
留意点	・1月20～31日、7月20～31日は決算の関係上振込みによる臨時積立の取扱不可 ・すまいる積立預金契約中は積立預金の解約不可		・臨時入金不可 ・ボーナスのみの積立て不可		申込みは年間を通じていつでも可能	退職会員への加入後から再任用期間中
送付物	積立預金加入票		すまいる積立預金加入票		定期預金計算書 ＊2010年12月1日より「定期預金証書」に代わり「定期預金計算書」を発行しています。	定期預金計算書
備考	・定期預金への預替え可 ・厚生会貸付への一部・一括償還への充当可 ・中途解約時の注意点はP6をご覧ください。		・金額と期間は組合せ自由 ・貯蓄年金型をご利用いただくには、ハッピーライフ年金（日本生命）と組合せたハイブリッド積立に加入いただく必要があります。 （申込受付期間は毎年4月～6月、9月～11月の間になります） ・貯蓄年金型を解約する場合、ハッピーライフ年金（日本生命）部分も解約となります。			・申込時には再任用の辞令の写しを添付

ハイブリッド積立の詳細はこちら

2025年4月現在の預金制度に基づいて記載しています。制度見直しにより、記載内容が変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

預金の申込方法と手続きについて

預金の申込みは「書類の提出」「インターネット手続き」（再任用退職会員向け定期預金を除く）でできます。※インターネットからの申込みについてはP51～P59 を参照ください。

預　金　名	積立預金		すまいる積立預金	定期預金（振込・ボーナス予約方式）	再任用退職会員向け定期預金
	定時積立	臨時積立（振込・ボーナス予約方式）			
提出書類	①を提出	②を提出	③を提出	②を提出	②と再任用の辞令の写しを提出
手　続　き	給与引去りのため手続きは不要	厚生会指定口座へお振込みください。 ※ボーナスからの予約方式の場合は振込不要	給与引去りのため手続きは不要（ボーナスも同様）	厚生会指定口座へお振込みください。 ※ボーナスからの予約方式の場合は振込不要	厚生会指定口座へお振込みください。 ※手続きかんたんシステムからの申込不可

※厚生会指定口座に振込む際の、手数料は振込人の負担となります。

提出書類

①積立預金定時積立・積立額変更申込書（様式第２号）

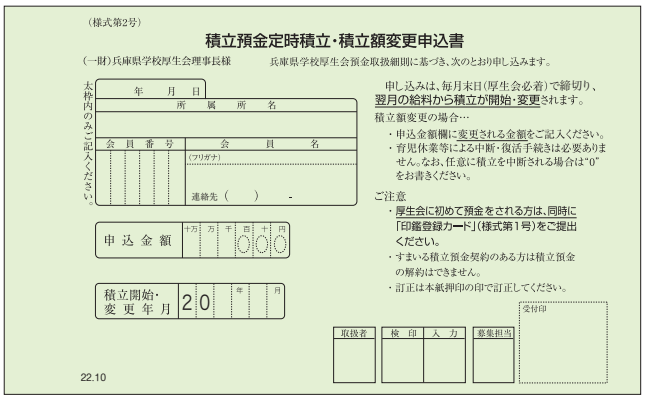
（様式第2号）
積立預金定時積立・積立額変更申込書
（一財）兵庫県学校厚生会理事長様　兵庫県学校厚生会預金取扱細則に基づき、次のとおり申し込みます。
太枠内のみご記入ください。
年　月　日
所　属　所　名
会員番号　会員名
（フリガナ）
連絡先（　）　-
申込金額　十万　万　千　百　十　円　0 0 0
積立開始・変更年月　2 0　年　月
申し込みは、毎月末日（厚生会必着）で締切り、翌月の給料から積立が開始・変更されます。
積立額変更の場合…
・申込金額欄に変更される金額をご記入ください。
・育児休業等による中断・復活手続きは必要ありません。なお、任意に積立を中断される場合は"0"をお書きください。
ご注意
・厚生会に初めて預金をされる方は、同時に「印鑑登録カード」（様式第１号）をご提出ください。
・すまいる積立預金契約のある方は積立預金の解約はできません。
・訂正は本紙押印の印で訂正してください。
受付印
取扱者　検印　入力　募集担当
22.10

②定期・臨時積立預金申込書（様式第３号）

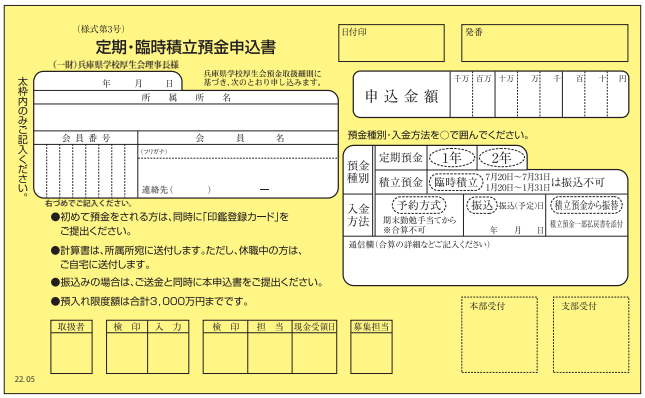
（様式第3号）
定期・臨時積立預金申込書
（一財）兵庫県学校厚生会理事長様　兵庫県学校厚生会預金取扱細則に基づき、次のとおり申し込みます。
太枠内のみご記入ください。
年　月　日
所　属　所　名
会員番号　会員名
（フリガナ）
連絡先（　）　-
右つめでご記入ください。
●初めて預金をされる方は、同時に「印鑑登録カード」をご提出ください。
●計算書は、所属所宛に送付します。ただし、休職中の方は、ご自宅に送付します。
●振込みの場合は、ご送金と同時に本申込書をご提出ください。
●預入れ限度額は合計3,000万円までです。
目付印　発番
申込金額　十万　百万　十万　万　千　百　十　円
預金種別・入金方法を○で囲んでください。
預金種別　定期預金　1年　2年
積立預金　臨時積立　7月20日～7月31日 1月20日～1月31日は振込不可
入金方法　予約方式　期末勤勉手当でから　※合算不可
振込　振込（予定）日　年　月　日
積立預金から振替　積立預金一部区民書を添付
通信欄（合算の詳細などご記入ください）
取扱者　検印　入力　検印　担当　現金受領日　募集担当
本部受付　支部受付
22.05

③すまいる積立預金定時積立・積立額変更申込書（様式第４号）

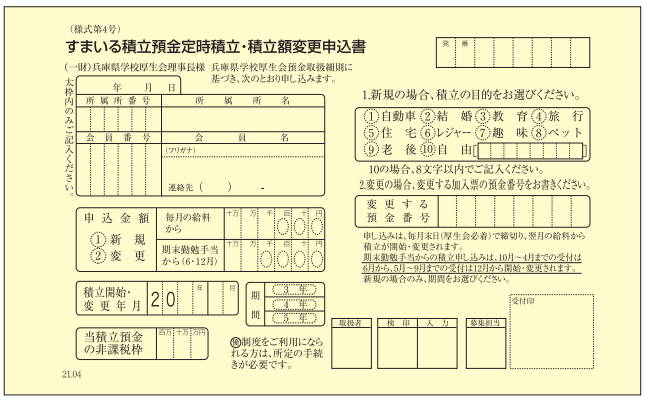
（様式第4号）
すまいる積立預金定時積立・積立額変更申込書
（一財）兵庫県学校厚生会理事長様　兵庫県学校厚生会預金取扱細則に基づき、次のとおり申し込みます。
太枠内のみご記入ください。
年　月　日
所属所番号　所属所名
会員番号　会員名
（フリガナ）
連絡先（　）　-
申込金額　①新規　②変更
毎月の給料から　期末勤勉手当から（6・12月）
積立開始・変更年月　2 0　年　月
期間　3年　4年　5年
当積立預金の非課税枠　百万　十万万円
㊟制度をご利用になられる方は、所定の手続きが必要です。
1.新規の場合、積立の目的をお選びください。
①自動車 ②結婚 ③教育 ④旅行 ⑤住宅 ⑥レジャー ⑦趣味 ⑧ペット ⑨老後 ⑩自由
10の場合、8文字以内でご記入ください。
2.変更の場合、変更する加入票の預金番号をお書きください。
変更する預金番号
申し込みは、毎月末日（厚生会必着）で締切り、翌月の給料から積立が開始・変更されます。
期末勤勉手当からの積立申し込みは、10月～4月までの受付は6月から、5月～9月までの受付は12月から開始・変更されます。
新規の場合のみ、期間をお選びください。
受付印
取扱者　検印　入力　募集担当
21.04

〈振込方法は次ページをご覧ください〉

振込方法

入金の際は、下記口座へお振込みください。
（振込手数料は振込人負担となります）

	振込先
銀　行　名	三井住友信託銀行　神戸支店
口座番号	普通　０６０３１６５
口座名義	ザイ）ヒョウゴケンガッコウコウセイカイ （一財）兵庫県学校厚生会
振　込　人	「Y」＋「会員番号」＋「会員名」

振込目的と個人を特定するため、必ず、振込人の会員名の前に「Y」と「会員番号」を入力してください。
※厚生会の銀行口座は 24 時間即時入金には対応していませんので、振込日にご注意ください。

厚生会預金専用振込用紙（ゆうちょ銀行）を使用した振込みもできます。

ゆうちょ銀行用

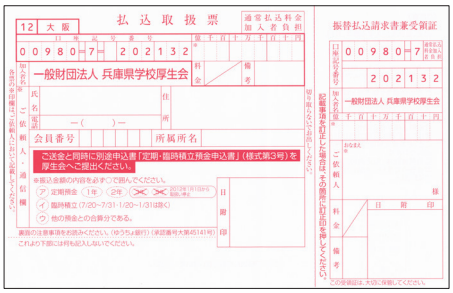

●指定銀行用の振込み用紙について

2025年3月31日をもって指定金融機関（三井住友銀行・但馬銀行）の窓口における振込み手数料の免除期間が終了しました。ATM、インターネットバンキング等から、上記振込口座へお振込みください。（振込手数料は振込人のご負担となります）
※ゆうちょ銀行用払込取扱票はご利用いただけます。

ボーナス（夏・冬）からの予約方式

ボーナスからあらかじめ預金される金額をお申込みいただき、「定期預金」または「臨時積立」にお預けいただける制度です。

・ボーナスからの引去りになりますので、現金をお振込みいただく必要がないため大変便利です。
・予約方式は、申込受付期間がありますので、期間内にお申込みください。
※申込金額はボーナス支給金額の範囲内（一部の市町費会員については、上限が99万円の場合があります。）

積立預金の一部払戻し手続方法

手続時期	いつでも払戻し可能
提出書類	積立預金一部払戻依頼書（様式第10号）
送　金　日	厚生会事務手続き終了日の翌営業日に 登録口座へ送金

※積立預金の払戻し手続きは「信用ネットサービス」からも申込みできます。（P51～P59を参照ください。）

積立預金一部払戻依頼書（様式第 10 号）

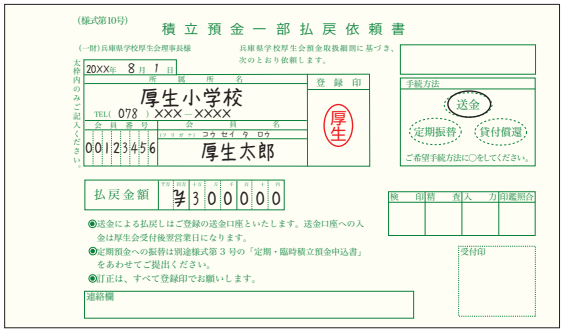

中途解約手続き

預金名	積立預金	すまいる積立預金	定期預金 / 再任用退職会員向け定期預金
提出書類	解約依頼書（様式第１１号）	解約依頼書（様式第１１号）	解約依頼書（様式第１１号）
	積立預金加入票	すまいる積立預金加入票	定期預金証書 ※「定期預金証書なし」の定期預金の場合は、提出の必要はありません。
	※加入票・証書を紛失した場合は、解約依頼書（様式第１１号）の預金証紛失届欄に登録印を押印ください。		
解約方法	毎月末営業日（月末営業日の前日までに預金係必着） ※信用ネットサービスからの解約手続きはできません。		随　時
中途解約	解約手数料不要	初回入金日から６カ月未満は解約不可	契約期間により中途解約利率を適用
備　考	すまいる積立預金加入の場合、積立預金の解約は不可	５年（貯蓄年金型）を解約した場合、ハッピーライフ年金（日本生命）部分も同時に解約となります。	ネットから中途解約手続きができます。 ※信用ネットサービス要登録

注意ポイント

■ 積立預金を中途解約した場合、次の決算を越えるまで再加入はできません。
- ２月１日～７月末日に解約→８月から再加入受付可
- ８月１日～１月末日に解約→２月から再加入受付可

解約依頼書（様式第11号）〔定期預金の記入例〕

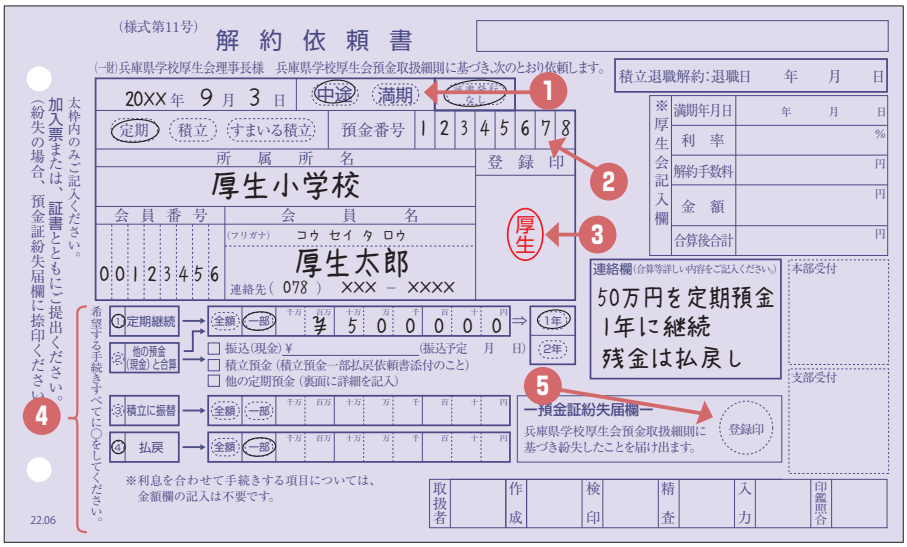

1 中途に○印を記入　2 預金番号を記入

3 登録印を押印

4 解約後の処理を選択

【一部を払戻し、一部を継続する場合】
定期継続を希望の場合は「①」と「一部」・預金種別（「1年」または「2年」）に○印、積立振替を希望の場合は「③」と「一部」に○印を記入する。また、払戻の「④」と「一部」にも○印を記入する。金額は、一部継続、一部払戻のどちらか確定額を記入してください。金額未記入分に利息を加算します。（記入例参照）分割内容について補足事項があれば連絡欄に記入。

【全額を定期預金へ継続する場合】
「①」と「全額」・預金種別（「1年」または「2年」）に○印を記入。

【全額を積立預金へ振替する場合】
「③」と「全額」に○印を記入。

【全額を払い戻す場合】
「④」と「全額」に○印を記入。

5 積立預金加入票・すまいる積立預金加入票・定期預金証書を紛失した場合、登録印を押印（定期預金計算書を発行の定期預金の場合は不要）。

定期預金

中途解約利率

預入期間	定期１年	定期２年	定期３年	定期５年
１年未満	５０％	５０％	２０％	１０％
１年以上～２年未満	—	７０％	３０％	１０％
２年以上～３年未満	—	—	６０％	３０％
３年以上～４年未満	—	—	—	５０％
４年以上～５年未満	—	—	—	７０％

※約定利率×上記表の料率に日割計算

中途解約利率が下限利率を下回る場合は、下限利率で付利します。
※下限利率＝厚生労働省が定める社内預金制度の下限利率

満期手続き

預金名	積立預金	すまいる積立預金	定期預金	再任用退職会員向け定期預金
満期日	退職・退会日	最終積立月の２カ月（据置期間）後の月末営業日	期間終了日	期間終了日
案内通知　時　期	――――	積立終了月の翌月	満期日の２カ月前	満期日の２カ月前
案内通知　送付物	――――	満期のお知らせ	満期のお知らせ	満期のお知らせ
提出書類	解約依頼書（様式第１１号） 積立預金加入票	すまいる積立預金満期手続き依頼書（様式第１３号） すまいる積立預金加入票	定期預金満期手続き依頼書（様式第９号） 定期預金証書 ※契約日が 2010年12月1日以降は「定期預金証書」の発行はしていませんので提出の必要はありません。	定期預金満期手続き依頼書（様式第９号） 定期預金証書
	※加入票・証書を紛失した場合は、各依頼書の預金証紛失届欄に登録印を押印ください。			
満期日付け処理可能日	退職・退会日の１週間前	月末営業日の前日まで（本部必着）	満期日１週間前まで（本部必着）	満期日１週間前まで（本部必着）
満期での取扱い	登録口座へ送金 または 定期預金に継続 （現職期間中のみ）	積立預金に自動振替 →手続き不要	定期預金に自動継続 →手続き不要	自動継続不可。 ただし、満期日時点で再任用期間中である場合、「満期のお知らせ」に再任用の辞令の写しを添付することで継続できます。
		払戻しや振替えをご希望の場合は、送付している「満期のお知らせ」を提出することで、お手続きが可能です。（P８参照）		
手続き終了の案内（送付物）	積立預金 （満期・中途） 解約計算書	すまいる積立預金解約計算書 （※積立預金の契約がなかった場合） 積立預金加入票	定期預金（満期・中途） 解約計算書	定期預金（満期・中途） 解約計算書
		手続きに応じて …積立預金計算書と定期預金計算書 ※登録口座以外への送金希望の場合、払戻額から所定の事務手数料を差し引いて送金（P2 参照）		
退職・退会後	継続不可のため、全額払戻し（解約）の手続きが必要		継続不可のため、全額払戻し（解約）の手続きが必要 退職・退会後も満期日までは取扱い（満期後は継続不可）	
備　考		「満期のお知らせ」発行日後、満期日までに利率改正が行われた場合、利息計算が案内と異なることがあります。 積立預金への自動振替後の出金は、最短で、満期日の翌々日となります。 貯蓄年金型（ハイブリッド積立）は、ハッピーライフ年金（日本生命）に一時金持込みをすることができます。	※「満期のお知らせ」以外でのお手続きについては、解約依頼書（様式第１１号）を使用してください。（必ず「満期」に○印を記入）	※「満期のお知らせ」は、記入欄に「＊」が印字され記入できないため、連絡欄に希望の手続内容を記入して提出ください。

記入ポイント

「満期のお知らせ」【定期預金満期手続き依頼書（様式第９号）】

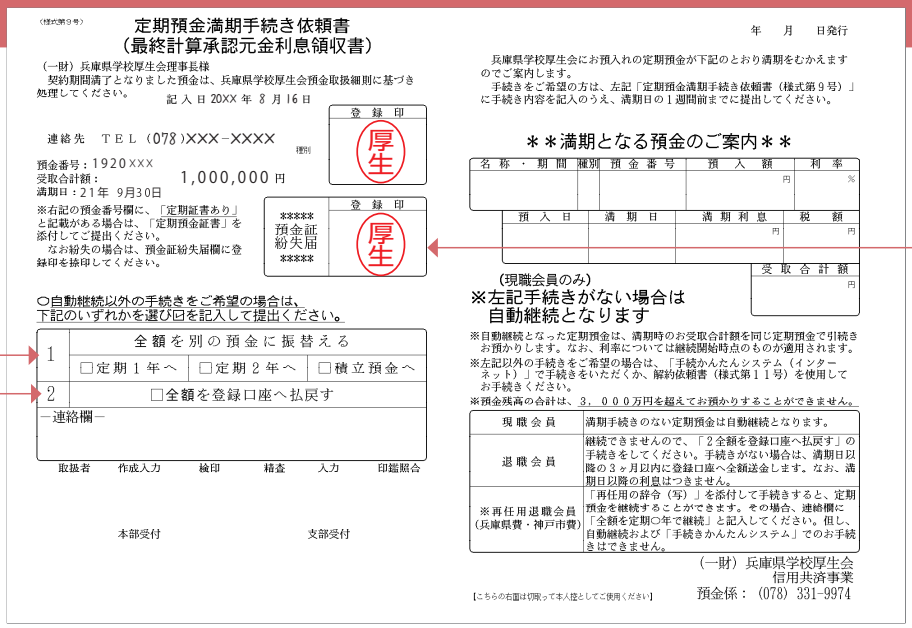

（様式第９号）

定期預金満期手続き依頼書
（最終計算承認元金利息領収書）

（一財）兵庫県学校厚生会理事長様
契約期間満了となりました預金は、兵庫県学校厚生会預金取扱細則に基づき処理してください。

記入日 20XX 年 8 月 16 日

連絡先　ＴＥＬ（078）XXX－XXXX

種別

預金番号：1920XXX
受取合計額：　1,000,000 円
満期日：21年 9月30日

※右記の預金番号欄に、「定期証書あり」と記載がある場合は、「定期預金証書」を添付してご提出ください。
なお紛失の場合は、預金証紛失届欄に登録印を捺印してください。

登録印 厚生

*****
預金証
紛失届
*****

登録印 厚生

○自動継続以外の手続きをご希望の場合は、
下記のいずれかを選び囗を記入して提出ください。

1	全額を別の預金に振替える		
	□定期１年へ	□定期２年へ	□積立預金へ
2	□全額を登録口座へ払戻す		

－連絡欄－

取扱者　作成入力　検印　精査　入力　印鑑照合

本部受付　支部受付

年　月　日発行

兵庫県学校厚生会にお預入れの定期預金が下記のとおり満期をむかえますのでご案内します。
手続きをご希望の方は、左記「定期預金満期手続き依頼書（様式第９号）」に手続き内容を記入のうえ、満期日の１週間前までに提出してください。

＊＊満期となる預金のご案内＊＊

名称・期間	種別	預金番号	預入額	利率
			円	%

預入日	満期日	満期利息	税額
		円	円

受取合計額　円

（現職会員のみ）
※左記手続きがない場合は
自動継続となります

※自動継続となった定期預金は、満期時のお受取合計額を同じ定期預金で引続きお預かりします。なお、利率については継続開始時点のものが適用されます。
※左記以外の手続きをご希望の場合は、「手続かんたんシステム（インターネット）」で手続きをいただくか、解約依頼書（様式第１１号）を使用してお手続きください。
※預金残高の合計は、３，０００万円を超えてお預かりすることができません。

現職会員	満期手続きのない定期預金は自動継続となります。
退職会員	継続できませんので、「２全額を登録口座へ払戻す」の手続きをしてください。手続きがない場合は、満期日以降の３ヶ月以内に登録口座へ全額送金します。なお、満期日以降の利息はつきません。
※再任用退職会員（兵庫県費・神戸市費）	「再任用の辞令（写）」を添付して手続きすると、定期預金を継続することができます。その場合、連絡欄に「全額を定期○年で継続」と記入してください。但し、自動継続および「手続きかんたんシステム」でのお手続きはできません。

（一財）兵庫県学校厚生会
信用共済事業
預金係：（078）331-9974

【こちらの右面は切取って本人控としてご使用ください】

❶ 預金を継続する場合（全額のみ）
※希望する預金に☑を記入

❷ 払戻す場合（全額のみ）
※☑を記入

❸「定期預金証書あり」の場合は、定期預金証書を添付し提出してください。
紛失の場合は、登録印を押印ください。

「満期のお知らせ」【すまいる積立預金満期手続き依頼書（様式第１３号）】

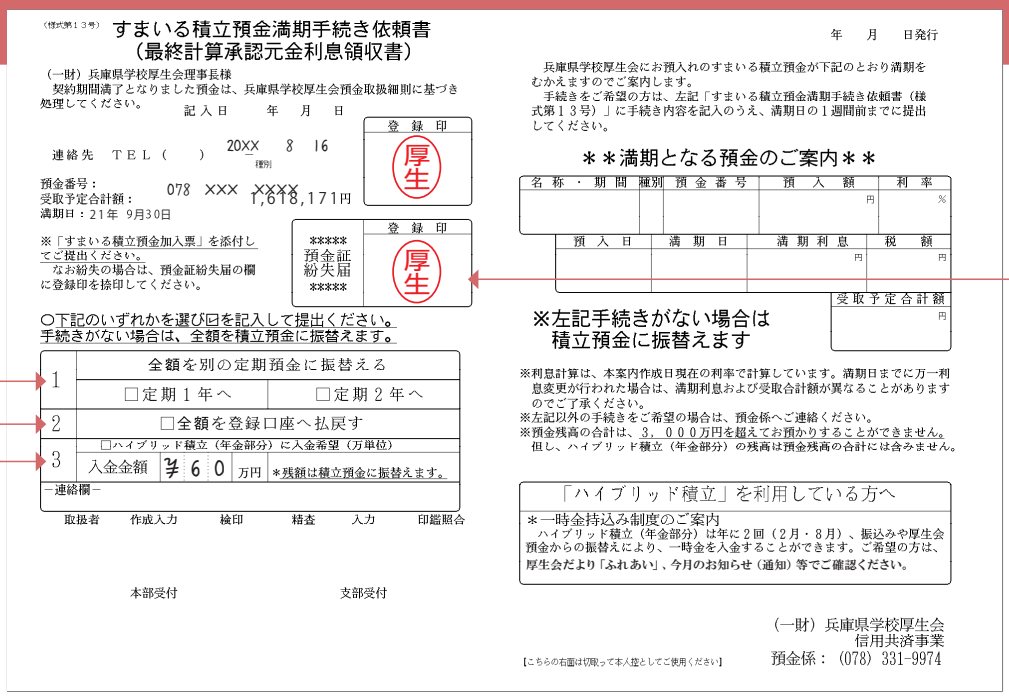

（様式第１３号）

すまいる積立預金満期手続き依頼書
（最終計算承認元金利息領収書）

（一財）兵庫県学校厚生会理事長様
契約期間満了となりました預金は、兵庫県学校厚生会預金取扱細則に基づき処理してください。

記入日　年　月　日

連絡先　ＴＥＬ（　）

20XX　8　16
種別

預金番号：　078　XXX　XXXX
受取予定合計額：　1,618,171円
満期日：21年 9月30日

※「すまいる積立預金加入票」を添付してご提出ください。
なお紛失の場合は、預金証紛失届の欄に登録印を捺印してください。

登録印 厚生

*****
預金証
紛失届
*****

登録印 厚生

○下記のいずれかを選び囗を記入して提出ください。
手続きがない場合は、全額を積立預金に振替えます。

1	全額を別の定期預金に振替える		
	□定期１年へ	□定期２年へ	
2	□全額を登録口座へ払戻す		
3	□ハイブリッド積立（年金部分）に入金希望（万単位）		
	入金金額	¥ 6 0 万円	＊残額は積立預金に振替えます。

－連絡欄－

取扱者　作成入力　検印　精査　入力　印鑑照合

本部受付　支部受付

年　月　日発行

兵庫県学校厚生会にお預入れのすまいる積立預金が下記のとおり満期をむかえますのでご案内します。
手続きをご希望の方は、左記「すまいる積立預金満期手続き依頼書（様式第１３号）」に手続き内容を記入のうえ、満期日の１週間前までに提出してください。

＊＊満期となる預金のご案内＊＊

名称・期間	種別	預金番号	預入額	利率
			円	%

預入日	満期日	満期利息	税額
		円	円

受取予定合計額　円

※左記手続きがない場合は
積立預金に振替えます

※利息計算は、本案内作成日現在の利率で計算しています。満期日までに万一利息変更が行われた場合は、満期利息および受取合計額が異なることがありますのでご了承ください。
※左記以外の手続きをご希望の場合は、預金係へご連絡ください。
※預金残高の合計は、３，０００万円を超えてお預かりすることができません。
但し、ハイブリッド積立（年金部分）の残高は預金残高の合計には含みません。

「ハイブリッド積立」を利用している方へ
＊一時金持込み制度のご案内
ハイブリッド積立（年金部分）は年に２回（２月・８月）、振込みや厚生会預金からの振替えにより、一時金を入金することができます。ご希望の方は、厚生会だより「ふれあい」、今月のお知らせ（通知）等でご確認ください。

（一財）兵庫県学校厚生会
信用共済事業
預金係：（078）331-9974

【こちらの右面は切取って本人控としてご使用ください】

❶ 別の預金に継続する場合（全額のみ）
※希望する預金に☑を記入

❷ 払戻す場合（全額のみ）
※☑を記入

❸ ハイブリッド積立の年金部分へ一時払掛金として持込みする
※一時払掛金（1万円単位）を記入
積立預金に一旦入金され、8月1日、2月1日付で年金部分に振替されます

❹ すまいる積立加入票を添付し提出してください。
紛失の場合は登録印を押印ください。

積立預金・すまいる積立預金の積立額変更手続き

積立預金

(例)定時積立額／30,000円を50,000円に変更する場合

1. 希望する積立額を記入する
2. 毎月月末締切りで翌月から積立額は変更となります。
（記入例の場合ですと、2021年4月の最終営業日までに申込書を提出ください）

積立預金定時積立・積立額変更申込書(様式第2号)

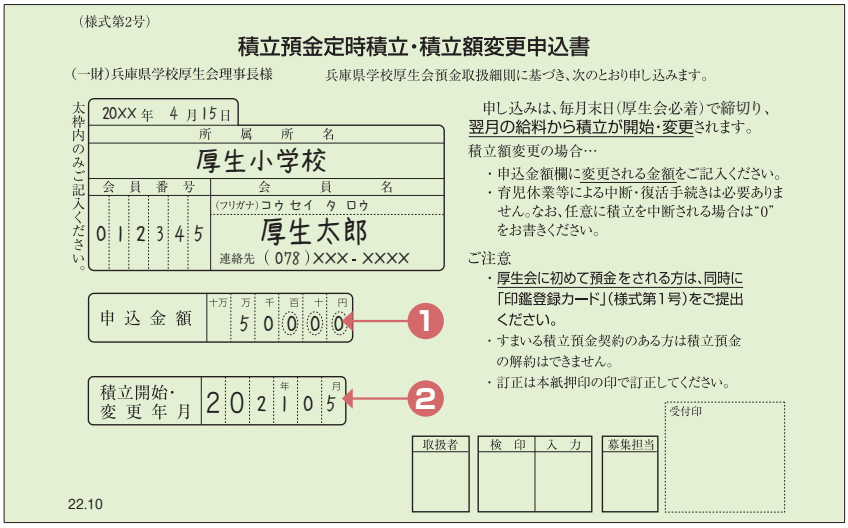
（様式第2号）
積立預金定時積立・積立額変更申込書
(一財)兵庫県学校厚生会理事長様　兵庫県学校厚生会預金取扱細則に基づき、次のとおり申し込みます。
太枠内のみご記入ください。
20XX年 4月15日
所属所名 厚生小学校
会員番号 012345
会員名 (フリガナ)コウセイ タロウ 厚生太郎
連絡先 (078)XXX-XXXX
申込金額 5000円 ①
積立開始・変更年月 2021年05月 ②
申し込みは、毎月末日(厚生会必着)で締切り、翌月の給料から積立が開始・変更されます。
積立額変更の場合…
・申込金額欄に変更される金額をご記入ください。
・育児休業等による中断・復活手続きは必要ありません。なお、任意に積立を中断される場合は"0"をお書きください。
ご注意
・厚生会に初めて預金をされる方は、同時に「印鑑登録カード」(様式第1号)をご提出ください。
・すまいる積立預金契約のある方は積立預金の解約はできません。
・訂正は本紙押印の印で訂正してください。
受付印
取扱者　検印　入力　募集担当
22.10

すまいる積立預金

(例)定時積立額／30,000円を50,000円に変更する場合
ボーナス／50,000円を100,000円に変更する場合

1. 「変更」に○印を記入
2. 通常毎月月末締切りで翌月から変更になりますが、期末勤勉手当は、10月～4月受付分までは6月から、5月～9月受付分までは12月から変更
3. 加入票に表示の預金番号を記入

すまいる積立預金定時積立・積立額変更申込書(様式第4号)

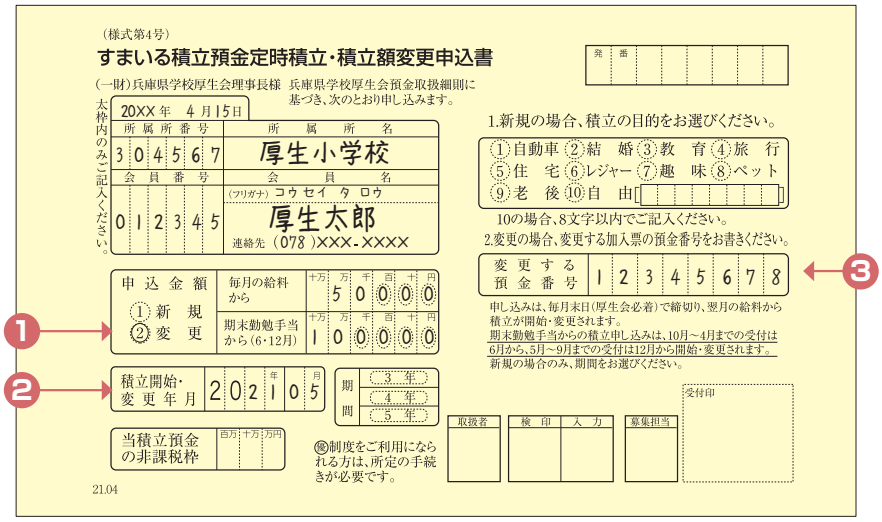
（様式第4号）
すまいる積立預金定時積立・積立額変更申込書
(一財)兵庫県学校厚生会理事長様　兵庫県学校厚生会預金取扱細則に基づき、次のとおり申し込みます。
太枠内のみご記入ください。
20XX年 4月15日
所属所番号 304567
所属所名 厚生小学校
会員番号 012345
会員名 (フリガナ)コウセイ タロウ 厚生太郎
連絡先 (078)XXX-XXXX
申込金額 ①新規 ②変更
毎月の給料から 5000円
期末勤勉手当から(6・12月) 10000円 ①
積立開始・変更年月 2021年05月 ②
期間 3年 4年 5年
当積立預金の非課税枠 百万 十万 万円
※制度をご利用になられる方は、所定の手続きが必要です。
1.新規の場合、積立の目的をお選びください。
①自動車 ②結婚 ③教育 ④旅行 ⑤住宅 ⑥レジャー ⑦趣味 ⑧ペット ⑨老後 ⑩自由
10の場合、8文字以内でご記入ください。
2.変更の場合、変更する加入票の預金番号をお書きください。
変更する預金番号 12345678 ③
申し込みは、毎月末日(厚生会必着)で締切り、翌月の給料から積立が開始・変更されます。
期末勤勉手当からの積立申し込みは、10月～4月までの受付は6月から、5月～9月までの受付は12月から開始・変更されます。
新規の場合のみ、期間をお選びください。
受付印
取扱者　検印　入力　募集担当
21.04

◆ボーナスから積立てする場合の引去り開始は、以下のようになります。
・10月～4月の受付分→　6月(夏期)ボーナスから
・　5月～9月の受付分→12月(冬期)ボーナスから

申込締切日	毎月末営業日(厚生会必着)
積立額変更開始	翌月(定時積立)

※貯蓄年金型は、原則、積立額の変更はできません。

積立額の変更は、インターネット「信用ネットサービス」でも申込み可能です。(要登録)　(P51～59参照)

質問・疑問コーナー

Q1 厚生会預金の預入限度額はいくらですか？またそれを超過するとどうなりますか？

A 厚生会預金の預入限度額は、積立預金・すまいる積立預金・定期預金の元本を合わせて3,000万円までです。
積立預金とすまいる積立預金の利息は、2月・8月の年2回、元本として組み入れられます。なお、積立預金・すまいる積立預金の元本組入利息で3，０００万円を超える場合は、払戻し手続きをお取りいただきます。また、定期預金のみで3，０００万円お預けの場合は、満期手続きにて利息払戻しをしてください。
3,000万円の限度額を超過されそうな方、または超過してしまった方には、厚生会から払戻し等のご連絡をさせていただきますが、ご自身でも預金の総額にはご注意ください。

Q2 厚生会預金はペイオフの対象ですか？

A 厚生会預金は、労働基準法における社内預金制度に準拠して、兵庫県と神戸市からの委託を受けて厚生会が行っている事業です。銀行預金とは基本的に制度が異なるため、ペイオフ（預金保険）の対象とはなりません。しかし、預金事業の運営にあたっては、年2回、教職員の代表等からなる預金保全委員会において資産および運用状況が確認され、兵庫県と神戸市への報告も行っています。
また、資産運用については、会員の方々への貸付を中心に堅実な運用を行っています。

Q3 すまいる積立預金を申込むと満期はいつになりますか？

A すまいる積立預金は、お申込みを受け付けた月の翌月から引去りを開始し、お申込みいただいた期間（3年・4年・5年）が終了する月の給与引去り分で積立は終了となります。満期日は積立終了月から2カ月据え置いた月末営業日です。満期日までに退会となりますと、退会日で中途解約となりますのでお申込時の期間設定にご注意ください。なお、すまいる積立預金の満期のご案内は積立終了月の翌月に送付いたします。「満期のお知らせ」発行日後に預金利率の改正が行われた場合、利息計算がご案内と異なる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

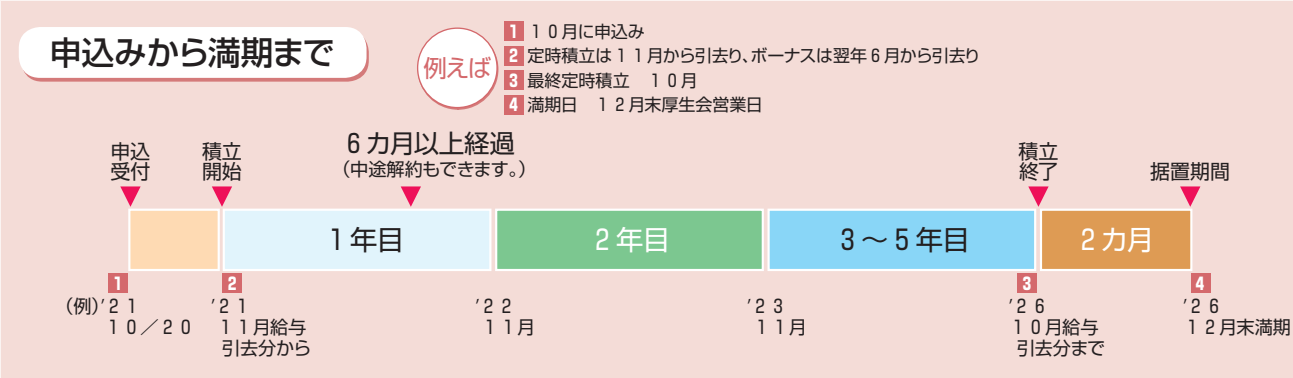

質問・疑問コーナー

Q4 すまいる積立預金や定期預金を中途解約する場合、解約手数料がかかるのですか？

A すまいる積立預金は、契約日から6カ月未満の期間は解約ができません。6カ月を経過後に中途解約する場合、所定の手数料がかかる場合があります。
また、定期預金を中途解約する場合、手数料は不要ですが、預入期間により中途解約利率が適用されます。詳細についてはP6をご参照ください。

Q5 インターネットバンキングやATMでの振込みは可能ですか？

A 可能です。ただし、手数料は振込人（会員）負担となります。また、厚生会の銀行口座は24時間即時入金には対応していませんので、振込日にはご注意ください。

Q6 定期預金や臨時積立預金を振込みで申込む場合、振込みと申込みが前後してもよいのでしょうか？その場合、預入日は振込日と申込日のどちらになるのでしょうか？

A 原則、申込後に振込みをしてください。先に振込いただいた場合は速やかにお申込みください。預入日は、お振込みいただいた日となります。

Q7 積立預金やすまいる積立預金の定時積立を一時中断したいのですがどうすればいいですか？

A 「積立預金定時積立・積立額変更申込書」（様式第2号）、「すまいる積立預金定時積立・積立額変更申込書」（様式第4号）にて申込金額を“0”と記入し、ご提出ください。受付日【月末営業日で締切（厚生会必着）】の翌月から変更となります。また、積立額の変更は、インターネット「信用ネットサービス」からも申込み可能です（要登録）。詳細については、P51～P59をご参照ください。

8 休職中の積立預金の取扱いはどうなりますか？

A 有給休職中、または月の途中から無給になられる等で給与が支給される間は、積立預金の引去りを行います。ただし、引去額が給与支給額より多くなり引去りが行えない場合は、振込みで入金していただくことになりますが、厚生会預金は会員の方に任意でご利用いただいておりますので、積立されるご意志のある方のみお振込みください。無給になる月からは積立預金の引去りは自動的に中断し、復職後に自動的に復活します。

質問・疑問コーナー

Q9 退職することになりました。預金を続けたいのですが？

A 積立預金は現職・現職準会員の資格を喪失する日をもって満期となり解約手続きが必要となります。すまいる積立預金も中途解約手続きが必要となります。（現職・現職準会員の資格喪失日以降は利息がつきません）
定期預金は現職・現職準会員の資格を喪失する日までにご契約いただくと満期日までお預かりできます。例えば、現職・現職準会員の資格を喪失する日までに積立預金を定期預金２年ものに振替されると、２年後の満期日までお預けいただけます。（満期後はご継続いただけません）
ただし、退職会員にご加入いただき、再任用（詳細はP７参照）でお勤めの場合は、満期時に定期預金として継続していただくことができます。

※ 2025年４月現在の預金制度に基づいて記載しています。制度見直しにより、記載内容が変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

Q10 退職後、定期預金の満期手続きを期日までにできなかった場合はどうなりますか？

A 預金が満期日を経過した場合、対象者へ払戻手続き案内を送付し、期日までに手続きがなされない場合は、登録口座へ自動送金します。
ただし、貸付残高がある会員については、完済後の送金となります。
なお、満期日以降は利息が付与されません。

金融mini講座 金利について

■金利には単利と複利があります

「単利」とは

預入れ当初の元金に対してのみ、利息がつきます。
厚生会の「定期預金」は満期日に元金に対して利息がつきます。

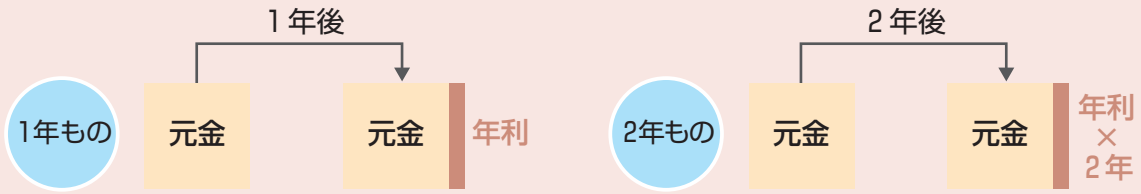

「複利」とは
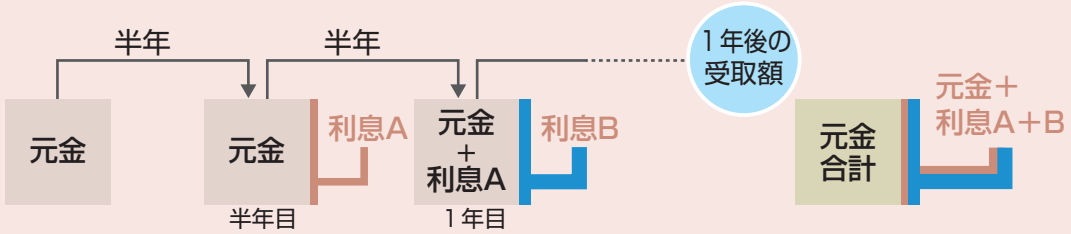
定期的に支払われる利息を元金に加算するもので、利息に利息がつきます。
厚生会の「積立預金」「すまいる積立預金」は半年複利ですから、半年ごとに利息が元金に組み込まれます。